

○大隅肝属広域事務組合行政不服審査会条例

平成28年2月17日

大隅肝属広域事務組合条例第4号

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、大隅肝属広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、大隅肝属広域事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

8 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が選任する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

- 4 専門委員は、非常勤とする。
- 5 第3条第6項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員（前条第1項の規定により専門委員を置いた場合は、専門委員を含む。以下次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(提出資料の閲覧等)

第7条 審査会は、審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応じなければならない。

(手数料の納付)

第8条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。第9条第1項において同じ。）の規定により審査請求人又は参加人が審理員又は審査庁に対し求めることができる書面等の閲覧又は視聴については無料とし、当該書面等の写し等の作成に要する手数料は当該審査請求人又は参加人の負担とする。

- 2 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定により審査請求人又は参加人が審査会に対し求めることができる書面等の閲覧又は視聴（法第43条第1項の規定による諮問に係る場合に限る。）については無料とし、当該書面等の写し等の作成（法第43条第1項の規定による諮問に係る場合に限る。）に要する手数料は当該審査請求人又は参加人の負担とする。
- 3 前2項の手数料については、別に規則で定める。

(手数料の免除)

第9条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により前条第1項及び第2項に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を免除することができる。

- 2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、手数料の免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務介護課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(罰則)

第12条 第3条第6項（第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。